

公的個人認証制度 について

マイナンバーカードについて①

- マイナンバーカードはマイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付のカード
- マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）と本人の顔写真等が表示される。
- 本人の申請に基づき、市区町村長が厳格な本人確認を行った上で交付。
（カードの申請受付、作成業務等は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に委任して実施）

マイナンバーカードの表面



- カードの有効期間が満了する日
発行の日から10回目の誕生日、
ただし、20歳未満は、発行の日から5回目の誕生日
- 電子証明書の有効期間が満了する日
発行の日から5回目の誕生日
- 追記欄
住所や氏名等の記載事項に変更があった場合に、
新しい情報が追記される

失効

- ・海外に転出したとき
- ・引っ越しの際、転出予定日から30日、転入した日から14日を経過しても転入届を行わなかったとき
- ・引っ越しの際、転入先の市区町村でカードの提出を行うことなく90日を経過したとき、又はその転入先市区町村から転出したとき
- ・死亡したとき

- おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できる。

マイナンバーカードの裏面



ICチップ内のAP構成

電子証明書
 (署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等(e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等)のほか、総務大臣が認める民間事業者も活用可能

署名用電子証明書のイメージ

氏名

生年月日

性別

住所

発行番号

発行年月日

有効期間

発行者

署名用公開鍵

利用者証明用電子証明書のイメージ

発行番号

発行年月日

有効期間

発行者

利用者証明用公開鍵

民間も活用が幅広く

③空き領域

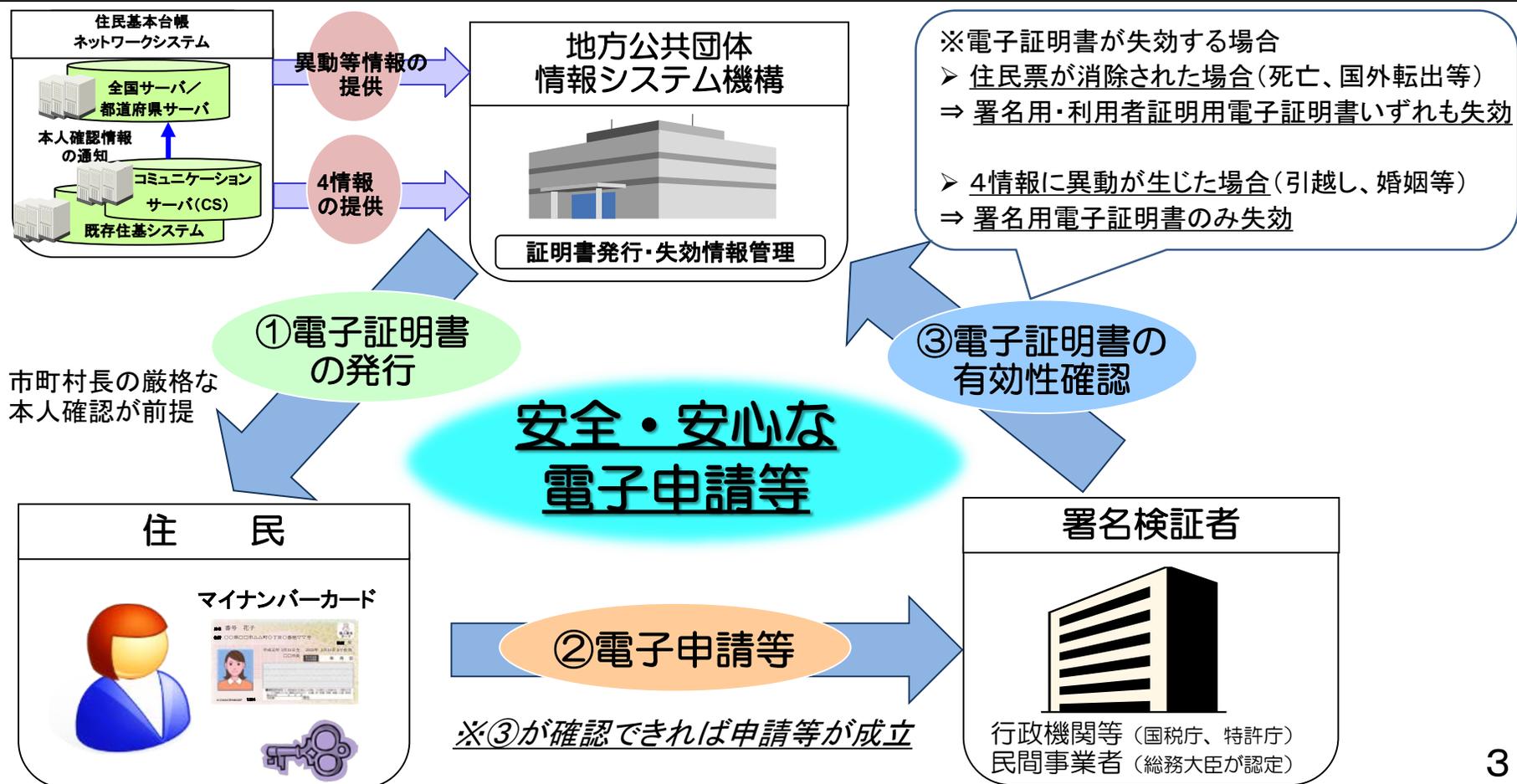
- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
 例: 印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

公的個人認証制度の概要①（全体像と特徴）

ポイント

※公的個人認証とは、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」(平成14年法律第153号)による認証サービス

- 公的個人認証サービスは、電子証明書を用いて、成りすまし、改ざん、送信否認の防止を担保し、インターネット上での本人確認や電子申請等を可能とする公的なサービス。
- 電子証明書は、市町村が管理する「住民票」に基づき、市町村での対面による厳格な本人確認を経て発行。
- マイナンバー制度導入時に、マイナンバーカードに電子証明書を標準搭載し、公的機関に限られていた利用を民間にも開放。



公的個人認証制度の概要②（電子証明書について）



公開鍵暗号方式

公的個人認証サービスが採用する暗号方式。秘密鍵と公開鍵はペアとなっており、片方の鍵で暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号できない性質をもつ。

署名用電子証明書

(性質)
インターネットで電子文書を送信する際などに、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

(利用局面)
e-Taxの確定申告等、文書を伴う電子申請等に利用される。

(利用されるデータの概要)



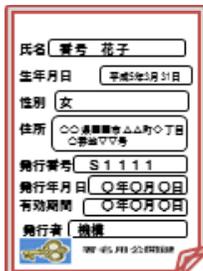
※電子署名法(平成12年法律第102号)の「電子署名」に該当し、同法第3条による「真正な成立の推定」の対象になり得る。



署名用
秘密鍵

- ※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない
- ※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ



※基本4情報を記録

利用者証明用電子証明書

(性質)
インターネットを閲覧する際などに、利用者証明用電子証明書(基本4情報の記載なし)を用いて、利用者本人であることのみを証明する仕組み

(利用局面)
マイナポータルログイン等、本人であることの認証手段として利用される。

(利用されるデータの概要)



利用者証明用
秘密鍵

- ※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない
- ※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ



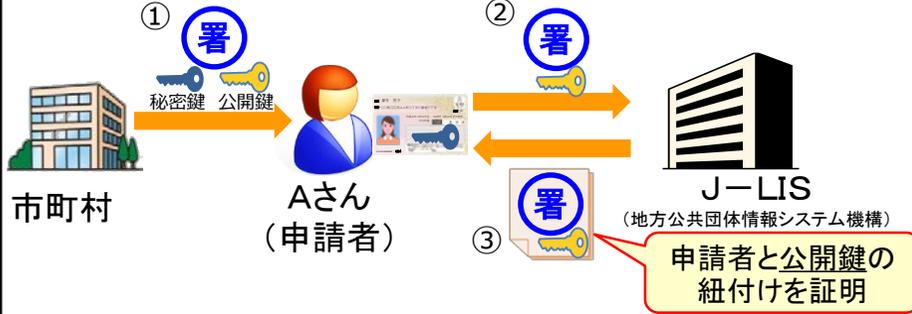
※基本4情報の記録なし

印鑑（印鑑登録証明書）と電子署名（署名用電子証明書）の比較

<対応関係>

- 実印 = 秘密鍵
- 実印の印影（印鑑） = 公開鍵
- 実印での捺印 = 電子署名
- 印鑑登録証明書 = 署名用電子証明書

鍵ペア

	印鑑（印鑑登録証明書）	電子署名（署名用電子証明書）
申請フロー	<p>①申請者は実印を入手</p> <p>②申請者は実印（印影）を市町村長へ提出</p> <p>③市町村長は印鑑登録証明書を発行</p> 	<p>①申請者は鍵ペア※を入手 ※市町村長が発行</p> <p>②申請者は公開鍵をJ-LISに送信</p> <p>③J-LISは署名用電子証明書を発行</p> 
利用フロー	<p>①契約書を作成・捺印</p> <p>②契約書に証明書を添付し相手方に手交・郵送</p> 	<p>①契約書を作成・電子署名</p> <p>②契約書に電子証明書を添付し相手方に送信</p> 
法律上の効果	<p>真正性の推定</p> <p>※民事訴訟法第228条第4項</p>	<p>真正性の推定</p> <p>※電子署名法第3条</p>

【公的サービスの例】

マイナポータル



- マイナポータルログイン時の本人確認でカード利用(利用者証明)
⇒ 行政機関への各種申請や行政機関からのお知らせ(プッシュ型)サービスが可能(例:子育て支援ワンストップサービス)
- ⇒ 自己情報に関する情報連携等の記録を確認可能

※2017年11月、本格運用開始

税申告 (e-Tax)



- e-Taxの利用登録時及び申告書データ作成時にカード利用(電子署名)
⇒ 税務署に出向かず、自宅等のパソコンから申告書を送信可能
- ⇒ 添付書類の省略や自動計算機能等の利用が可能。早期の還付金受領等のメリット

コンビニ交付サービス



- コンビニエンスストア等に設置された証明書発行用の端末操作時にカード利用(利用者証明)
⇒ 役所に出向かず、夜間・休日にも住民票の写し等の証明書を取得可能

※大手コンビニ3社含む全国約53,000店舗で利用可能

※2017年8月末時点導入団体:430団体、サービス対象人口約7,700万人

【民間サービスの例】

新規証券口座開設



- オンラインでの口座開設に必要な本人確認時にカード利用(電子署名)(犯罪収益移転防止法等で適正な本人確認手段として規定)
- ⇒ 本人確認即時に口座開設、取引開始可能

※GMOグローバル証券がサービス提供中

住宅ローン契約手続



- オンラインでの住宅ローン契約締結時にカード利用(電子署名)
⇒ 申請者は銀行来店コストが、銀行は紙契約書の保管コストがそれぞれ軽減

※三菱東京UFJ銀行がサービス提供中

不動産取引



- オンラインでの不動産取引に必要な本人確認時にカード利用(電子署名)
⇒ 本人確認記録を自動生成でき、顧客・企業双方の負担が軽減

※エスクロー・エージェント・ジャパンがサービス提供中

携帯電話購入



- 携帯電話(格安スマホ)購入に必要な本人確認時にカード利用(電子署名)
⇒ 申込書の自動作成が可能となり、顧客の記載ミス防止や対応時間短縮

※NTTコミュニケーションズがサービス提供中

(参考) 公的個人認証に関するその他の議論

主に公的個人認証サービスの利便性を向上する観点から、以下のような議論がある。

- マイナンバーカード以外の記録媒体を考えていく必要があるのではないか。
- PIN入力を要しない認証方法について考えていく必要があるのではないか。

利用ツール・方法	主な用途	準備するもの			
		マイナンバーカード	PC	カードリーダー	スマートフォン
<p>【通常：PC+カードリーダー】</p> <p>※1: マイナンバーカードをかざすとICチップが起動し秘密鍵と電子証明書を利用できる。 ※2: ICチップ内で暗号化(「秘密鍵」がPC等へ出力されることはない)。</p> <p>※3: 公開鍵で暗号化文書(乱数)を復号し、鍵ペア暗号方式の成立を確認 ※4: 電子証明書の有効性をJLISに確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○電子署名 ・電子申請 ○電子利用者証明 ・HPログイン ・オンラインサービス利用 	○	○	○	×
<p>【一部可：読み取り対応スマートフォン】</p> <p>・2017年12月現在 Android 26機種が対応 ・iPhone未対応</p> <p>※1: スマートフォンがカードリーダーとICチップが起動し秘密鍵と電子証明書を利用できる。 ※2: ICチップ内で暗号化(「秘密鍵」がスマートフォン等へ出力されることはない)。</p> <p>※3、※4: 同上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○電子署名 ・電子申請 ○電子利用者証明 ・HPログイン ・オンラインサービス利用 	○	×	×	○
<p>【検討中：電子証明書をスマートフォンに搭載】</p> <p>※1: スマートフォンの操作で端末内の秘密鍵と電子証明書を利用できる。 ※2: スマートフォン内で暗号化(「秘密鍵」がインターネット上へ出力されることはない)。</p> <p>※3、※4: 同上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・HPログイン ・オンラインサービス利用 	×	×	×	○

	Android	iPhone
読み取り	○(一部可)	×
スマホ搭載	×	×

(スマートフォンへの電子証明書搭載手続の際に必要)